

災害（復興）情報 第8号

平成23年4月15日

国見町災害対策本部（現在、本部は観月台文化センターに設置しています。）
電話番号 024-585-5520または2676

■国見町応急仮設住宅入居申込受付

①受付期間：4月19日（火）まで、土・日曜日も窓口を開
設いたします。



②受付時間：午前8時30
分から午後5時15分ま
で受け付けします。

③受付場所：国見町観月台
文化センター。

※これまで入居希望を受
付しておりましたが、今回

は正式な申込となります。なお、先着順でありませ
ぬので、必ず期間内にお申込み下さい。

■被災者生活再建支援制度

東日本大震災については、被災者生活再建支援法が適用さ
れており、震災によりその生活基盤に著しい被害を受けた世
帯に対して、支援金を支給する制度です。

制度の対象となる世帯は、次のとおりです。

●制度の対象となる世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむ
得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期
間継続している世帯（※国見町では該当しません）
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困
難な世帯（大規模半壊世帯）

●支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金額の合計となります。

※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の額

①基礎支援金（住宅の被害に応じて支給）

全壊（上記項目の①）100万円、解体（上記項目の②）100万円、長期避難（上記項目の③）
100万円、大規模半壊（左の項目の④）50万円

②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

建設購入200万円、補修100万円、賃借（公営住宅以外）50万円

※限度額は（①+②の最高額＝300万円）となります。

生活情報

●環境放射能

国見町で観測された放射
線量。

4月14日 14時56分現在
0.77マイクロシーベルト/時
人体に影響を及ぼすもので
はありません。

また、国見町内の水道水に
ついては、4月12日現在、
放射性ヨウ素の値は検出さ
れませんでした。引き続き、
安全が確認されています。

環境放射能に関しては、今
後、国、県、町災害対策本部
から随時情報を提供してい
きます。

●通行止め箇所

現在、町内において通行でき
ない道路は、次のとおりです。

- ・神明橋（森山）
- ・館ヶ崎橋付近（徳江）
- ・小坂峠（県道白石国見線）

※その他の箇所は、通行できる
ようになりましたが、仮復旧の
箇所もありますので通行の際
には十分に気をつけてくださ
い。

受付期間：4月18日（月）より 観月台文化センターで受け付けします。なお、制度の詳細につ
いてのお問い合わせについては、災害対策本部までご連絡ください。

■被災者の皆様へ ～義援金の配分のお知らせ～

【福島県寄託義援金】 受付期間：4月18日(月)より

東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、県内外の多くの方々から義援金が寄せられております。この義援金を早期有効活用のため、生活基盤である住宅を失った方々に義援金を配分いたします。

- ① 対象世帯：福島県内全市町村
 - ② 配分対象世帯：東日本大震災により、住宅が全壊、又は半壊した世帯。
※配分対象となるかは、住宅被害認定調査「り災証明」により認定いたします。
 - ③ 配分額：1世帯当たり 5万円
 - ④ 配分方法：町が配分事務を行います。申請書を提出いただいた後、審査事務、送金処理を行いますので、時間がかかる場合があります。(口座振込が不可能である場合は、ご相談ください。)
 - ⑤ 請求方法：義援金配分申請書(観月台文化センター総合受付に用意してあります)に必要事項を記入し保健福祉課まで提出してください。
- 受付期間：4月18日から観月台文化センターで受け付けします。詳細については、保健福祉課へお問い合わせください。☎585-2793(直通)

■国見町災害援護資金貸付のご案内 受付期間：4月18日(月)～6月30日(木)

震災により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

- ① 対象世帯：3月11日現在で、国見町内に居住していた方
 - ② 貸付額：貸付150万円から350万円(損害の種類及び程度による貸付の限度額が異なります。)
 - ③ 貸付条件：年3%(据置期間中は無利子)据置期間3年、償還期間10年(据置期間含む)
 - ④ 平成21年分の世帯の総所得により貸付対象とならない場合もあります。
- ※詳細については、保健福祉課へお問い合わせください。☎585-2793(直通)

■国見町り災救助給付金

震災により、住宅が損害を受けた世帯を支援し、福祉の増進に寄与するものです。

- ① 対象世帯：3月11日現在で、国見町内に居住していた方
 - ② 給付額：全壊の場合、1人あたり1万円+1世帯7万円 半壊の場合、1人あたり5千円+1世帯4万円
 - ③ 給付金交付：被害を受けた世帯に対し、町が認定して給付しますので申込や申請等の手続きは必要ありませんが、給付金交付は、住家被害認定調査に基づく、り災証明交付後となります。
- ※詳細については、保健福祉課へお問い合わせください。☎585-2793(直通)

■水道料金等減免のお知らせ

この度の震災により、給水装置の破損による漏水のため、平常以上の使用水量になっている例が数多くあることが推察されます。震災により漏水が発生した場合の増加料金については減免をおこないます。

〔減免の対象者〕

- ① 宅地内及び屋内における給水管等の破損により生じた使用者。
- ② 震災に基づく断水のため、不特定多数の町民の生活応急給水として水道水を提供していただいた使用者(親戚は除きます)

〔減免の内容〕

- 過去の給水量に基づく推定使用水量を認定し、これを超える漏水等の水量の料金を減免します。

〔手続きの方法〕

- 観月台文化センター上下水道課において「上水道使用料等のお知らせ(次回(5月)の検針票)と「印鑑」をご持参のうえ、5月16日まで「水道使用量軽減申請書」の提出をお願いします。

※詳細については、上下水道課水道係へお問い合わせください。☎585-2997(直通)